

上田市組織条例の一部改正について

1 改正の概要

地域防災力の共助を担う「自主防災組織」と、地域の消防活動を担う「消防団」との連携が重要性を増す中で、両組織の効果的な連携や統一的な施策の展開を図ることを目的に消防団事務を移管するため、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

自主防災組織と消防団との連携強化に向けた統一的な施策を推進するため、消防団事務（消防団、消防委員会、防災センター等）を消防総務課から危機管理防災課へ移管する。

【上田市組織条例 第2条（分掌事務）】

現行	改正案
(2) 危機管理防災課 ア 危機管理に関すること。 イ 災害対策及び地域防災に関すること。	(2) 危機管理防災課 ア 危機管理に関すること。 イ 災害対策及び地域防災に関すること。 <u>ウ 消防団に関すること。</u>
<pre> graph TD Mayor[市長] --- DeputyMayor[副市長] DeputyMayor --- Crisis[Crisis Management and Disaster Prevention Section] DeputyMayor --- FireDept[消防部] FireDept --- FireAdmin[Fire Administration Section] </pre>	<pre> graph TD Mayor[市長] --- DeputyMayor[副市長] DeputyMayor --- Crisis[Crisis Management and Disaster Prevention Section] DeputyMayor --- FireDept[消防部] Crisis --- FireAdmin[Fire Administration Section] Crisis --- FireUnit[Fire Unit Officer] FireDept --- FireAdmin </pre>

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

上田市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

現在上田市では、個人番号カードを取得していない者については印鑑登録証を交付している一方、個人番号カードを取得している者については当該カードを印鑑登録証とみなし、印鑑登録証を所持できない規定を、個人番号カードを取得している者についても印鑑登録証の所持を可能な規定に改める等の改正を行うもの

2 改正の背景

個人番号カードの導入に伴い、印鑑登録者が個人番号カードを取得した際に、個人番号カードを印鑑登録証とみなし、交付している印鑑登録証を返納する取扱いとしてきた。

しかし、個人番号カードの使用は本人以外認められていないことから、本人が諸事情により印鑑証明書の交付申請のために来庁できない場合でも、印鑑証明書を代理人が取得することができない状況であった。

この状況を改善するため、個人番号カードを印鑑登録証とみなす規定を改め、個人番号カードを取得している者に対しても印鑑登録証を交付することで、代理人による印鑑登録証明書の取得を可能とする。

3 改正の内容

- (1) 個人番号カードを印鑑登録証とみなす旨の規定を削る。
- (2) 印鑑登録証の交付を受けた者は、窓口において印鑑登録証・個人番号カードどちらを提示しても印鑑証明書の交付を受けることが可能とする。
- (3) 印鑑登録証とみなした個人番号カードの交付を受けている者について、次の経過措置規定を設ける。
 - ア 印鑑登録証の交付申請を可能とし、手数料は1回に限り無料とする。
 - イ 印鑑登録証の交付を受けるまでの間は、引き続き個人番号カードを印鑑登録証とみなすこととする。
- (4) 健康保険証が個人番号カードに一体化されたことに伴い、本人確認ができる書類の見直しを行う。

4 施行期日 令和7年4月1日

上田市都市公園条例の一部改正について

1 改正の概要

- (1) 上田城跡公園の利便性向上および駐車場環境の改善に向け、都市公園法に基づく公園施設設置管理許可制度等を活用し、民間事業者が上田城跡北観光駐車場等の有料駐車場を管理運営することに伴い、所要の改正を行うもの
- (2) 都市公園として新たに「丸子かわまち公園」を開園するため、所要の改正を行うもの

2 改正の背景

- (1) 上田城跡公園周辺駐車場の民間事業者による管理運営について
上田城跡公園には有料駐車場（上田城跡北観光駐車場）と無料駐車場（上田城跡駐車場）が存在し、利用者負担が不均衡であるという点や無料駐車場への目的外長時間駐車が発生しているという点が、かねてからの課題であった。
上田城跡公園の利便性向上および駐車場環境の改善に向けて、都市公園法第5条に基づく設置管理許可制度を活用し、上田城跡公園周辺の駐車場を有料駐車場として整備・運営する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、令和7年3月15日から民間事業者による管理運営を開始することとした。
- (2) 丸子かわまち公園について
平成30年3月に、国土交通省の「かわまちづくり（※）計画」の登録を受け、国、県、市が一体となり、治水対策とともに、河川空間を「人が集いまちが賑わう拠点」として整備する、かわまち公園整備事業を行ってきた。
今回、公園が完成し、令和7年4月1日から都市公園として開園するものである。

※ 地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す取組。

3 改正の内容

- (1) 第11条中「上田城跡北観光駐車場及び」を削る。
- (2) 別表第1都市公園の名称及び位置において、丸子かわまち公園を追加する。
- (3) 別表第2中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。
- (4) 別表第3上田市上田城跡公園の項を削る。
- (5) 別表第4の4中上田城跡北観光駐車場使用料に係る部分を削る。

4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は令和7年4月1日、別表第2の改正規定は令和7年6月1日から施行する。